

(事例91) 19歳男性、警備、特発性睡眠症のため夜勤禁止、作業場所の制限

類型	症候	疾患
1、2	2. 眠気	2. 特発性睡眠症

きっかけ	<input type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input checked="" type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 19歳 男性</p> <p>新人研修期間中に研修の講師より面談依頼あり。 中学生頃より十分に睡眠をとっているにもかかわらず、突然の眠気をきたしていた。体育の授業中に立ちながら、通学途中に歩きながら眠っていることに気付くこともあった。近医に受診するも原因不明。専門医の受診を勧められるも、受診せず（医療過疎の地域で育ったためアクセス困難であった）。</p> <p>2) 業種、作業内容 警備員として勤務し、業務の慣れに従って、宿泊勤務にも就業する予定であった。</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など 専門医の診断「特発性過眠症」</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 日勤勤務および、転倒しても生命の危険に関らない場所での業務。(内服及び通院の継続)</p>		
<p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>警備員として勤務するが、高暗所など急な睡眠発作が生じれば生命の危険に関する箇所がある。警備員の業務は泊まり勤務が通常であるが、主治医から睡眠リズムを変える事が過眠症を増悪させる危険が高い事を指摘されており、日勤勤務としなくてはならなかった。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため 2 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など)</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。 疾病と就業に関する研究や報告が少なく、主治医の意見以外に他に参考にするものがなかった。</p>		